

## 卒業認定及び修了認定について

### 1 修了・卒業の認定

- 1) 校長は、教育課程で定める各授業科目について評価を行い、一定の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。(修了証書の発行)
- 2) 校長は、本学の所定の課程を修了した学生に対して、卒業証書を授与する。

### 2 学習評価

学習評価は、日本語科の各領域別の試験成績、出席状況、授業態度、生活態度を総合して評価する。評定は5段階（A・B・C・D・E）とする。

### 3 学習評価の基準

評価	合 否	基 準	出 席 率
A	合 格	優秀と認められる者	90%以上
B	合 格	一程度優秀と認められる者	85%以上
C	合 格	規定の課程を修了した者	80 以上
D	不 合 格	一部が修了できない者	79%以下
E	不 合 格	全体的に修了できない者	〃

※ 病気や事故等で履修が不可能と判断される者については、補講・再試験・追試験の対象者となる。

※ 再試験とは、正規の試験を理由により受験できなかった場合であり、追試験は、試験に合格できなかった場合を言う。

### 4 補講及び追試について

- 1) 評価 D で不合格となった者は、不足した領域を補講で受講し、学習評価の基準を満たすこと。
- 2) 評価 E の学生は、補講及び追試を受け合格しなければならない。
- 3) 補講及び追試の未受講者は、修了及び卒業の認定ができないので、自主退学となる。

### 5 校納金については、学校規則第18条3項に準じる。

### 6 上記以外に必要な事項は、校長が別に定める。